

## 4. 取組強化

(様式2-取組概要)

カテゴリー	住民を対象とした水防教育の実施
内容	防災教育コンテンツ「防災玉手箱」を小中学校に設置し、防災教育で活用するとともに、必要に応じて講師を派遣
実施主体	長岡市(NPO法人ふるさと未来創造堂に学校の相談窓口、サポートを委託)

- 長岡造形大学を中心とし、中越市民防災安全士会等民間団体に加え、市の教育委員会、危機管理防災本部、そして市民との協働により「防災玉手箱※」を開発し、平成28年度に試作品をモデル校で活用した意見に基づき改善を行い、平成29年度は長岡市の全小中学校へ設置し活用いただいている。
- 信濃川河川事務所では、学校の相談窓口、サポートを行っているNPO法人ふるさと未来創造堂と連携して、実施校を決定するとともに、指導計画の策定支援を進めて参ります。

※防災玉手箱

小中学校の防災教育の授業に活用できる教材を、「玉手箱」を模した箱にひとまとめに分かりやすく収納したもの。いつでも気軽に利用できるように工夫がされている。各学校において、授業時間や学びたい内容に応じて教材を選択しながら、児童生徒がわかりやすく、楽しく防災について学べ、市内外の様々な資源を活用した授業を実施できるもの。



防災玉手箱



「水害の高さを示したキリンのスケール図」を体育館に掲示し、体育館という巨大な空間に設置することで、3m以上のスケールと災害を重ねて考える姿が見られた。



ハザードマップで自宅を確認し、地図上に自宅を書き入れ、避難場所や避難経路を話し合った。

(様式2-取組概要)

カテゴリー	要配慮者利用施設の避難計画作成及び訓練の促進
内容	避難計画作成への技術的支援
実施主体	信濃川河川事務所

- 平成29年に改正水防法が成立、施行され、要配慮者利用施設※における「避難確保計画」の作成及び避難訓練の実施が義務化され、平成33年度までに対象の要配慮者利用施設における避難確保計画・避難訓練の実施を目標としております。
- 信濃川河川事務所では、「災害情報普及支援室」を設置し、避難確保計画の技術的助言を行うとともに(昨年度は6件ほど相談あり)、避難確保計画のひな型を早急にHP等で公表する予定です。

※市町村地域防災計画にその名称及び所在地を位置づけられた浸水想定区域内の施設(社会福祉施設、学校、医療施設その他防災上の配慮を要する者が利用する施設)

避難確保計画の策定状況(H30.3.1時点)

現在、地域防災計画に定められた要配慮者利用施設数	避難確保計画を策定している要配慮者利用施設の数
1,956	408

※対象は協議会の構成である市町村

災害情報普及支援室による技術的な支援



要配慮者利用施設管理者との打合せの様子

【相談時の主な声】

- 洪水ハザードマップによると3~5mの浸水が想定される。当施設は鉄筋コンクリート構造で、病床は100床ほどあるが、避難についてどう考えれば良いのかわからない。3Fへの垂直避難が良いか。
- 避難が長期にわたる場合、いずれ他の場所に移転する必要があるが、その場合、医療施設の整った他の病院を選定するべきなのか。

その他避難計画の記載方法、水害情報・事例の入手先の質問 等